（表２）協働事業及び補助事業に係る実績報告書において同一表記である部分

区分	協働事業に係る実績報告書・補助事業に係る実績報告書
実施内容	便利で快適な子育て支援サービスを実現するため、国・区市町村・民間事業者等の垣根を越えたデータ連携やサービス基盤の構築等の推進を通じて子育てや保育に関する情報・手続の DX を推進した。 ● プッシュ型子育てサービス ・ 都内 62 自治体及び東京都における子育て支援制度レジストリの整備（注）、及び約 7,800 制度のオープンデータ化が完了 ・ 子育て世代に対し、計 90 制度以上、58,300 を超える情報をプッシュ型で配信、子育て当事者の 62.5%、参画事業者の 66.7%の時間短縮を達成 ・ 各自治体における子育て支援レジストリの活用促進に向けた参考として、ダッシュボードや活用例（検索ポータル）を暫定的にとりまとめ ・ ユーザからのフィードバック機能確立を目的としたコミュニティ運営に向けて、プッシュ型子育てサービスを対象に試行運用 ● 保活ワンストップ ・ 保活情報連携基盤を構築し、「保活ワンストップサービス」を 10 月にリリース（連携３自治体（板橋区、足立区、調布市）の 126 保育園が参加） ・ サービスの認知度拡大に向け、保育施設の情報や手続情報の検索、見学予約が可能な「東京都保活ワンストップポータルサイト」を構築 ・ サービス利用ユーザにアンケートを実施し、保活に対する満足度 4.3/5 を獲得、保活（情報収集・見学予約）に係る所要時間を削減 ● 東京都の子供・子育て支援「018（ゼロイチハチ）サポート」（都福祉局） デジタル庁、東京都と協働してマイナンバーカードを使用した新しい申請方法の受付を開始し、給付金手続を行う「018（ゼロイチハチ）サポート」事業において、10 分以内で申請完了する人が７%だったのが 70%に改善するなど、申請時間の大幅短縮を実現 ● その他 ・ 国、東京都・GTT、区市町村、子育ての DX を推進する団体が参画する「東京こども DX 2025 つながる子育て推進会議」について第２回（６月７日）、第３回（12 月 17 日）を開催 ・ 「こども DX」を踏まえた制度レジストリの高度化・汎用化など、他分野への展開や課題解決等を見据えた調査を開始

（注）制度レジストリとは、子育て支援制度などの行政サービスや制度に関する情報をデジタル化して、使いやすい形で整理して公開するものとされる。制度レジストリの整備のうち、子育て支援制度レジストリ先行整備及びプッシュ型サービス創出に関する連携協定書に基づき、財団が先行整備するための経費は財団が負担することとされたため、補助事業とされる。したがって、下線部の表記の一部（財団が先行整備した自治体分）は、補助事業に係る実績報告書にのみ記載されるべき事項であり、その他の表記は協働事業に係る実績報告書にのみ記載されるべき事項である。

［指摘事項］

（歳出）

（２）契約変更手続及び完了検査を適正に行うべきもの

デジタルサービス推進部は、「SusHi Tech Tokyo 2025」イベントの展示ブースにおいて、来訪者にスマートシティ東京の取組を分かりやすく伝えるために放映する動画の編集及び制作委託契約を、表３のとおり締結している。

この契約の契約内訳書を確認したところ、表４のとおり、納品データ作成費は５本分となっている。

ところが、納品物及び完了届に添付された納品関係書類を確認したところ、受託者が納品した納品データは４本となっている。

このことについて、部に確認したところ、契約当初は、都市圏人口、都内外国人観光客数、都内大企業数、都内スタートアップ社数等を紹介し、国内外の企業や投資家等に都の魅力や市場価値を伝える動画４本（日本語版２本（９０秒及び３０秒×各１本）、英語版（９０秒及び３０秒×各１本））及びスマートシティ推進企業の取組を紹介する動画１本（以下「スマートシティ推進企業動画」という。）の合計５本を作成する予定であった。

ところが、３月上旬にイベント会場の展示ブース要件（ブースの広さ、投影モニターの機能等）の詳細確認を行い、出展の方向性を組織内で再度検討した結果、スマートシティ推進企業動画を制作する必要がなくなったとのことである。

しかしながら、受託者が制作する納品データ数に変更が生じたにもかかわらず、部は契約変更手続を行っておらず、適正でない。

また、完了検査について確認したところ、仕様書では動画１本につき DVD１本（合計５本）を納品するよう定められており、かつ、表４の契約内訳書では、作成したデータを DVD へ複製する費用等である納品データ作成費５本分が計上されている。

ところが、①前述のとおり、納品されたデータは４本である、②完了検査日である令和７年３月３１日には DVD は納品されていなかった、③完了届に添付された納品関係書類には、納品データが令和７年４月７日に保存されたものであることが記されていた。

完了検査は、契約に基づき納入された納品物について、これらの規格、性能、品質、数量等が契約書、仕様書その他の関係書類に定める契約条件に適合したものであるか否かを確認するために行うものであるにもかかわらず、上記①から③の状況で、検査員が令和７年３月３１日付けで検査合格としているのは、適正でない。

部は、契約変更手続及び完了検査を適正に行われたい。

（デジタルサービス局）

（表３）契約の概要　（単位：円）

契約件名	契約金額	契約期間
SusHi Tech Tokyo 2025 関連動画の編集・制作委託	962,500	令和 7.2.19～令和 7.3.31

（表４）契約内訳書の内容　（単位：円）

内容	数量	単価	金額
動画編集	—	—	—
企画費	１式	100,000	100,000
編集費	１式	400,000	400,000
諸経費	１式	200,000	200,000
納品データ作成費	５本	15,000	75,000
管理費	１式	100,000	100,000
小計			875,000
消費税等（10%）			87,500
合計			962,500

（歳出）

（３）研修会実施委託における講師の選定・確保の手続について見直すべきもの

局は、「東京都デジタル人材確保・育成基本方針」において、デジタル人材の育成に向けた具体的な取組として、区市町村におけるデジタル人材育成を支援するため、自治体 DX の概要を理解し、DX マインド、デジタルリテラシーを身に付けることができるよう、デジタル力向上に向けた勉強会・研修会を実施・充実するとしている。

そこで、デジタル戦略部は、区市町村職員に対する研修会を表５のとおり構成し、効果的に実施するため、表６のとおり委託している。そして、本委託の仕様書によると、講師の選定・確保について、受託者は、各回研修会の内容に関して豊富な実績と実務経験を有する大学教授やデジタル庁職員等の講師候補者を都と協議のうえ決定し、講師を確保するものとしている。また、各回研修会のうちデジタルツールガイドについては、原則として、特定の講師ではなく、各ツールの事業者に講師を依頼することを想定しているとしている。

そこで、本研修会の講師の選定・確保の手続について見たところ、局は、受託者から講師候補者について、実施回ごとに４２件の講師選任書を徴取しているが、そのうち１３件の講師選任書の講師情報には法人名のみが記載されており、実際の講師が誰なのかを確認できる内容となっていなかった。受託者から提出された講師選任書からは、選任理由として「DX に関する専門的な知識、知見をお持ちであるため」との記載がそれぞれあるものの、実際の講師が選任理由に記載されているような当研修会の講師として相応しい候補者なのか明らかではなく、適切でない。

部は、講師の選定・確保を含めて委託契約を締結していることから、講師選任書の記載事項について特定の講師の記載を求めるよう、講師の選定・確保の手続について見直されたい。

（デジタルサービス局）

（表５）研修会の構成

名称	概要	実施方法
区市町村 DX の基礎を学ぶためのセミナー	DX の推進に必要な基礎的な知識や区市町村職員との間での DX 事例の共有等を図り、DX を計画的かつ効果的に推進できる職員の育成を目指す	オンライン
デジタルツールガイド	自治体で実際に活用されているデジタルツール等を学び、各ツールの特徴を知ることで DX 推進のノウハウを取得	オンライン
自治体 DX 推進マインドセット研修	希望する自治体へ直接出向き、各自治体の状況や DX の進捗度を踏まえて、更なる DX の推進に向けて、職員の DX マインドを醸成する	対面
テーマ別研修	ニーズに合った特定のテーマをハンズオンも交えて学習することで DX への理解を深める	対面

（表６）契約の概要　（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額	委託内容
区市町村研修会実施委託	令和 6.4.1～令和 7.3.31	16,932,102	・　本研修会の実施に必要な講師の選定・確保、教材の準備等を実施する業務 ・　本研修会を実施する業務 ・　本研修会の実施実績の報告

主　税　局

１　重点監査事項

「固定資産税（土地・家屋）の課税について」

【選定理由】

土地・家屋に対する固定資産税は、毎年１月１日現在の固定資産の所有者に対して、表１のとおり課税される市町村税であるが、23 区内では、特例により各都税事務所が課税を行っている。

土地・家屋に対する固定資産税の税収は、令和５年度は固定資産税全体の約９割を占めており、課税対象が全地域に存在し、比較的変動が少ないことから、安定的な財源となっている。

（表 1）固定資産税の概要

課税客体	土地、家屋及び償却資産
課税主体	全市町村（東京都 23 区内は東京都が課税）
納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者
課税標準	価格（適正な時価）
税率	標準税率 1.4%

23 区内の各都税事務所は、登記所から通知される土地・建物についての登記情報を受け、保有している課税のための基礎資料と現況との差異を確認している。

しかしながら、建物の増改築に関する変動については登記されないことが多く、居住者用駐車場（軽減措置あり）から外部貸し駐車場（軽減措置なし）への変更などの用途変更は、土地所有者からの申告がなければ把握が難しいことから、課税誤りの一因となっている。

過去における定例監査においても、土地・家屋に対する固定資産税の課税誤りに係る指摘が繰り返し行われており、課税誤りは納税者の信頼を損なうことにつながりかねない。また、固定資産税の対象となる土地・家屋については都市計画税も課税されることから、固定資産税の課税誤りがあると、都市計画税にも影響する。

このため、固定資産税（土地・家屋）の課税について重点監査事項に設定し、事務が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

①　土地に課税するための評価額を決定する際に、土地の利用形態に応じた用途の認定（住宅用地、非住宅用地等）や、利用状況に応じた評価を行っているか（経済性、有効性、合規性）

②　家屋の増改築や滅失等の変動を把握した場合に、認定に反映させているか（経済性、有効性、合規性）

③　固定資産税の課税に影響する土地・家屋の変動について、画像情報等を収集・活用して、効率的に把握しているか（効率性）

【結果の概要】

23 区内の都税事務所は、図 1 のとおり、登記所からの土地・家屋登記済通知書や東京都都税条例（昭和 25 年東京都条例第 56 号）に基づき土地所有者から提出される土地・家屋の用途変更などに係る住宅用地等申告書等に基づき、当該土地・家屋の現地調査を行い、その評価額を算定・決定した上で、固定資産税・都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課・徴収を行っている。

令和 7 年定例監査の対象となっている 12 都税事務所（注）における固定資産税（土地・家屋）の課税について、抽出により監査を行った。

（注）港、新宿、江東、目黒、大田、世田谷、中野、豊島、北、荒川、板橋、江戸川の各都税事務所

（図 1）土地・家屋に係る課税事務の流れ

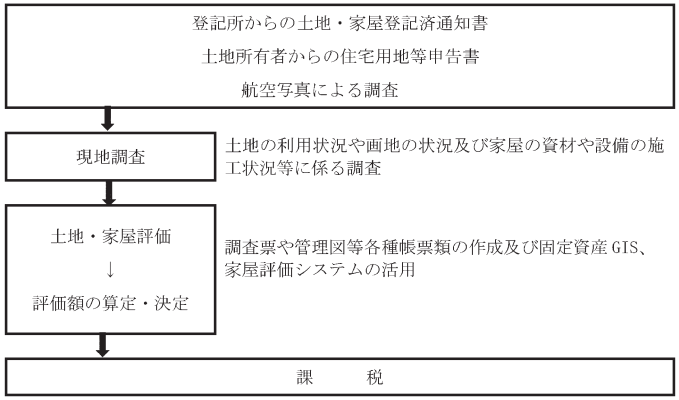

なお、局は、図 2 のとおり土地・家屋課税台帳の情報や、デジタル化された地図データを地理情報システムである固定資産 GIS に取り込んで、現地調査や評価に活用し、土地に係る課税事務の精度向上を図っている。

また、局は、建築物竣工図等の資料及び現地調査結果を基に、作図作業や必要な情報の入力を行うことで、総務大臣が定めた固定資産評価基準の各種補正項目等を自動計算する家屋評価システムを活用し、家屋に係る評価額算定の効率化を図っている。

（図 2）固定資産 GIS の概要

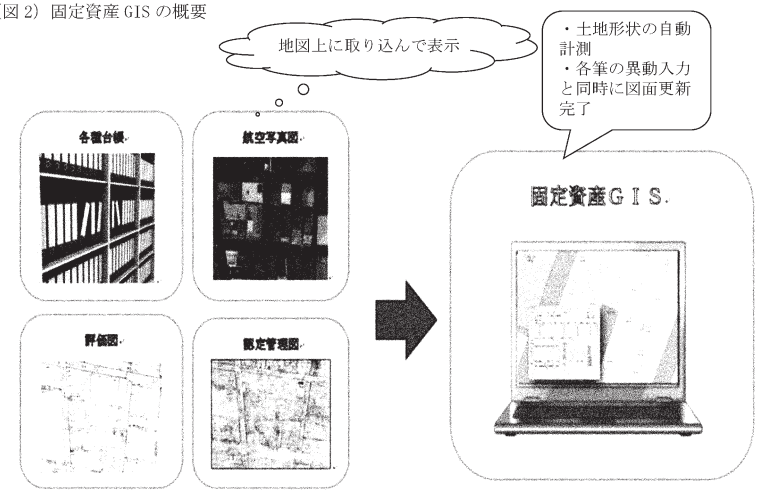

主税局事業概要（令和 6 年版）に基づき監査事務局で作成

①　土地に課税するための評価額を決定する際に、土地の利用形態に応じた用途の認定や、利用状況に応じた評価を行っているか

土地に対する固定資産税等の課税において、住宅用地は、税負担を特に軽減する必要があることから、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 349 条 3 の 2 の規定等に基づき、その面積に応じて表 1 のとおり特例措置が適用される。

住宅用地で住宅 1 戸当たり 200 ㎡以下の部分である小規模住宅用地については、200 ㎡を超える部分の住宅用地（以下「一般住宅用地」という。）と比べて、課税標準額がさらに軽減されるため、税負担の公平性の観点から、適正な認定を行う必要がある。

（表 1）住宅用地の特例措置を適用した額（本則課税標準額）の算出方法

区　　分		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅用地で住宅 1 戸（注）につき 200 ㎡までの部分	価格（評価額）×1/6	価格（評価額）×1/3
一般住宅用地	住宅用地で住宅 1 戸当たり 200 ㎡を超える部分	価格（評価額）×1/3	価格（評価額）×2/3

（注）原則 1 棟を 1 戸とするが、共同住宅など、独立的に区画された住戸がある場合は、その数とする。

そこで、令和 7 年定例監査の対象のうち、23 区内に所在する 12 都税事務所において、登記所から通知される土地に係る「登記済通知書」及び土地所有者から提出された「住宅用地等申告書」を抽出し、課税状況

を確認したところ、その範囲では、指摘等すべき事項は認められなかった。

しかしながら、複数の所において、登記や申告が行われていない土地利用状況等の変動を捕捉できていなかったため、小規模住宅用地の認定や、同一画地としての評価等を誤った結果、課税不足が生じている事例が認められたことから、別項指摘事項のとおり、改善を求めた。

②　家屋の増改築や滅失等の変動を把握した場合に、認定に反映させているか

家屋に係る固定資産税等について、登記所からの通知書及び航空写真による調査に基づき、家屋の新築・増改築・滅失の変動を捕捉し、再建築価格（注）を基準に家屋の評価額の算定を行っている。

そこで、12都税事務所において、登記所から通知される家屋に係る「登記済通知書」及び航空写真による調査結果を抽出し、課税状況を確認したところ、その範囲では、指摘等すべき事項は認められなかった。

しかしながら、登記済通知書や航空写真から把握できず、所在する家屋を捕捉していなかったため、課税漏れが生じている事例が認められたことから、別項指摘事項のとおり、改善を求めた。

（注）評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものを、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費

③　固定資産税の課税に影響する土地・家屋の変動について、画像情報等を収集・活用して、効率的に把握しているか

局は、昭和61年から、航空写真を活用した土地・家屋の変動の把握を行い、さらに、土地の利用状況の変動の把握については、令和2年度から、住宅地図を活用した取組を始めている。また、局は、令和6年定例監査においてカーシェアリング用駐車場の把握漏れに係る指摘を受けたことから、インターネットを活用して、こうした駐車場の把握も行っている。

そこで、12都税事務所において、局が住宅地図やインターネットを活用して把握した変動が疑われる土地について、課税状況を確認したところ、その範囲では、指摘等すべき事項は認められなかった。

しかしながら、令和5年の道路交通法(昭和35年法律第105号)改正等により急速に広まっている電動キックボードのシェアリングポートについて、土地所有者への周知や効果的な把握に向けた調査方針について検討すべき事例が認められたことから、別項意見・要望事項のとおり、意見・要望を行った。

【監査委員からの所見】

局は、都税に対する納税者の信頼を維持しつつ、着実に税収を確保していくため、社会情勢の変化に応じ、固定資産税の課税対象となる土地・家屋の変動を効率的に把握する手法を構築するとともに、本庁と各都税事務所との間で情報を共有・連携し、過去にも、固定資産税等の課税誤りが繰り返し指摘されていることも踏まえ、適正、公平かつ効率的な課税事務を遂行する必要がある。

2　指摘事項等

［指摘事項］

（重点監査事項）（歳入）

（1）小規模住宅用地の認定について

土地に対する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税については、地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第３４９条の３の２の規定等により、住宅用家屋の敷地及びそれと一体となっている庭や居住者用駐車場等は「住宅用地」として認定されるが、それ以外の業務用（店舗、事務所、工場、旅館等）家屋の敷地、月極駐車場等は「非住宅用地」とされる。

この認定は、賦課期日（毎年１月１日）現在の土地の利用状況につき行われ、法に基づき、小規模住宅用地（住宅１戸あたり２００㎡までの部分）は、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では６分の１、都市計画税では３分の１に軽減される。なお、小規模住宅用地を除く住宅用地（以下「一般住宅用地」という。）については、課税標準額が、固定資産税では３分の１、都市計画税では３分の２に軽減される。

このように、土地の用途に応じて課税額に差異が生じることから、一区画の土地に複数の用途が混在している場合は、用途ごとに利用面積に応じて認定することとなる。

ところで、板橋都税事務所、江戸川都税事務所、目黒都税事務所、豊島都税事務所及び江東都税事務所において、小規模住宅用地の認定状況を見たところ、次のとおり適正でないものが認められた。

ア　駐車場の用途に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの

局は、駐車場を住宅用地の一部と認める要件に、居住者用駐車場であることを挙げている。

ところで、板橋都税事務所は、表１の駐車場ＡからＤまでの土地について、江戸川都税事務所は、駐車場Ｅの土地について、居住者用駐車場であるとして小規模住宅用地と認定している（図１参照）が、調査したところ、その一部又は全部が月極駐車場であったことから、その部分については非住宅用地とすべきであり、小規模住宅用地として認定していることは適正でない。

この結果、法第１７条の５に基づく更正の対象期間（５年間＝令和２年度から令和６年度まで（以下「更正期間」という。））についての固定資産税等が、併せて６５万８，７７０円課税不足となっている。

所は、駐車場の用途に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行われたい。

（主税局）

（表１）税額正誤表　（単位：円）

区分		年度	税額 正	税額 誤	課税不足額	備考
板橋	A	R6	1,001,041	974,839	26,202	令和５年に居住者用駐車場３台中２台を月極駐車場に変更
	B	R3	126,376	110,715	15,661	・　令和２年に居住者用駐車場１台を月極駐車場に変更 ・　令和４年に居住者用バイク用駐輪場１台を月極バイク用駐輪場に変更
		R4	133,370	117,048	16,322	
		R5	143,425	123,382	20,043	
		R6	150,868	130,002	20,866	
		計	554,039	481,147	72,892	
	C	R4	311,636	300,357	11,279	・　令和３年に居住者用駐車場４台中１台を月極駐車場に変更 ・　令和５年に更に１台を月極駐車場に変更
		R5	327,682	316,690	10,992	
		R6	356,225	334,014	22,211	
		計	995,543	951,061	44,482	
	D	R3	324,638	215,600	109,038	令和２年に居住者用駐車場５台中４台を月極駐車場に変更
		R4	340,936	227,403	113,533	
		R5	352,957	236,054	116,903	
		R6	361,319	241,646	119,673	
		計	1,379,850	920,703	459,147	
江戸川	E	R5	281,207	263,110	18,097	・　令和４年に駐車場８台中１台を月極駐車場に変更 ・　令和５年に更に１台を月極駐車場に変更
		R6	314,990	277,040	37,950	
		計	596,197	540,150	56,047	
合計			4,526,670	3,867,900	658,770	

（図１）居住者用駐車場の一部が月極駐車場となる例

（正）

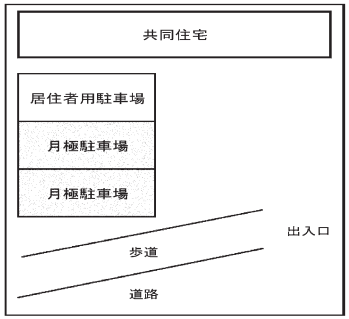

（誤）

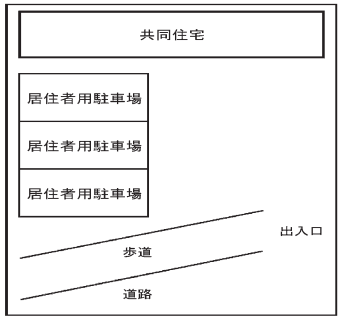

イ　駐車場の形状に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの

局は、駐車場用地を住宅用地と認める要件として、当該駐車場が住宅用地と同一区画であることとしている。

ところで、目黒都税事務所は、表２の駐車場Ｆについて、図２のとおり塀で囲われ、住宅用地と同一区画ではないため、非住宅用地とすべきところ、小規模住宅用地として認定しているのは適正でない。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて４１万４，７５８円課税不足となっている。

所は、駐車場の形状に応じ小規模住宅用地の認定を適正に行われたい。

（主税局）

（表２）税額正誤表　（単位：円）

駐車場	年度	税額 正	税額 誤	課税不足額	備考
F	R2	726,080	647,069	79,011	平成29年から塀に囲まれた駐車場となっている。
	R3	726,080	647,069	79,011	
	R4	764,592	682,371	82,221	
	R5	792,245	706,035	86,210	
	R6	811,491	723,186	88,305	
	計	3,820,488	3,405,730	414,758	

（図２）駐車場Ｆ

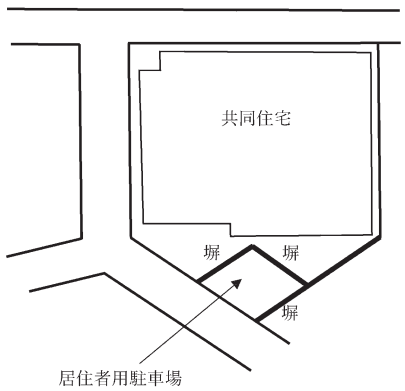

ウ　建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの

豊島都税事務所は、表３の土地につき、その全てを小規模住宅用地として認定し、固定資産税等を課している。

しかしながら、

①　表３の土地Ｇに所在する一戸建ての家屋は令和５年１１月６日付けで、

②　表３の土地Ｈに所在する共同住宅の家屋のうち地下１階については平成３１年２月２０日付けで、１階及び２階については令和元年１２月２５日付けで、

それぞれ豊島区長から旅館業の許可を受けており、当該家屋の敷地は、その利用状況から非住宅用地として認定すべきものであることから、小規模住宅用地として認定していることは適正でない。

また、江戸川都税事務所では、用途の異なる家屋（工場と社員寮）が混在している土地として、表３の土地Ｉ（図３参照）について、小規模住宅用地を１３２．２３㎡、非住宅用地を３６３．６３㎡で認定している。局が作成した「住宅用地認定事務の手引き」によれば、用途の異なる家屋が混在し、住宅の敷地部分が不明確な場合には、住宅用地及び非住宅用地の面積は建築面積按分で確定するものであるが、認定している面積は建築面積按分にはなっておらず、また、住宅の敷地部分を１３２．２３㎡と算出した根拠となる資料も確認できない不適切な状況であった。

そこで、当該家屋（社員寮）について、実地監査後、所で調査したところ、平成２年から店舗及び事務所に用途を変更していることが判明した。当該家屋の敷地は、その利用状況から非住宅用地として認定すべきものであることから、小規模住宅用地として認定していることは適正でない。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて２７９万９，９６７円課税不足となっている。

所は、建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行われたい。

（主税局）

（表３）税額正誤表　（単位：円）

区分		年度	税額 正	税額 誤	課税不足額	備考
豊島	G	R6	105,440	33,570	71,870	令和５年に旅館業許可
豊島	H	R2	398,919	138,513	260,406	平成31年に地下１階部分、令和元年に１階及び２階部分について旅館業許可
豊島	H	R3	398,919	138,513	260,406	
豊島	H	R4	419,338	147,022	272,316	
豊島	H	R5	460,179	155,529	304,650	
豊島	H	R6	504,276	164,716	339,560	
豊島	H	計	2,181,631	744,293	1,437,338	
江戸川	I	R2	906,487	653,614	252,873	平成２年に社員寮を店舗・事務所に変更
江戸川	I	R3	906,487	653,614	252,873	
江戸川	I	R4	945,206	682,187	263,019	
江戸川	I	R5	945,206	682,990	262,216	
江戸川	I	R6	945,206	685,428	259,778	
江戸川	I	計	4,648,592	3,357,833	1,290,759	
合計			6,935,663	4,135,696	2,799,967	

（図３）工場と社員寮の配置

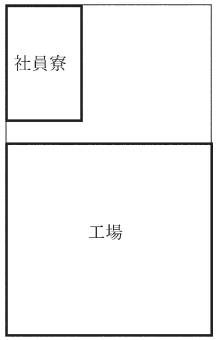

エ　併用住宅の建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行うべきもの

住宅用地とは、賦課期日（毎年１月１日）現在、次のいずれかに該当するものをいう。

①　専ら人の居住の用に供する家屋（以下「専用住宅」という。）の敷地の用に供されている土地

②　その一部を人の居住の用に供する家屋で、家屋の床面積に対する居住部分の割合が２５％以上ある家屋（以下「併用住宅」という。）の敷地の用に供されている土地について、居住部分の割合に応じて表４の率を乗じた面積分の土地（いずれも敷地の面積が家屋の床面積の１０倍を超える場合は別途計算）

ところで、江東都税事務所は、表５の地上５階建て以上の併用住宅の敷地Ｊについて、平成１２年に提出された住宅用地等申告書に基づく居住部分の割合（５８％）を適用し、敷地面積に０．７５の率を乗じて小規模住宅用地の面積を算出している。

しかしながら、調査したところ、令和元年度分から居住部分が事務所や店舗に用途変更され、居住部分の割合が４３％しか確認できず、また、令和６年度分からは居住部分を全く確認することができなかった。

また、江戸川都税事務所は、表５の併用住宅の敷地Ｋについて、居住部分の割合が５０％以上あるとして、敷地面積に１．０の率を乗じて小規模住宅用地の面積を算出している。しかしながら、家屋調査票によると、昭和４７年の建築当初から居住部分の床面積は１９５．２３㎡、店舗の床面積は２０６．９７㎡で、居住部分の割合は４９％となるため、敷地面積に乗じる率を０．５とすべきところを、１．０としていた。

いずれも、敷地面積に乗じる率を誤り、小規模住宅用地の面積が過大となっていることは適正でない。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて１１４万２，５９７円課税不足となっている。

所は、併用住宅の建物の用途に応じて小規模住宅用地の認定を適正に行われたい。

（主税局）

（表４）併用住宅敷地の居住部分の割合に応じて乗じる率

併用住宅の種類	居住部分の割合	率
下に掲げる以外の家屋	1/4(25%)以上1/2(50%)未満	0.5
	1/2(50%)以上	1.0
地上階数5以上を有する耐火建築物である家屋	1/4(25%)以上1/2(50%)未満	0.5
	1/2(50%)以上3/4(75%)未満	0.75
	3/4(75%)以上	1.0

（表５）税額正誤表　（単位：円）

区分		年度	税額 正	税額 誤	課税不足額	備考
江東	J	R2	111,034	83,309	27,725	平成30年に居住部分の一部を事務所・店舗へ変更 令和5年から、居住部分の全てを事務所・店舗へ変更
		R3	111,034	83,309	27,725	
		R4	116,986	88,038	28,948	
		R5	127,142	94,867	32,275	
		R6	209,730	102,182	107,548	
		計	675,926	451,705	224,221	
江戸川	K	R2	361,386	176,952	184,434	昭和47年の建築当初から居住部分割合は50%未満
		R3	361,386	176,952	184,434	
		R4	368,921	186,526	182,395	
		R5	371,374	191,431	179,943	
		R6	386,289	199,119	187,170	
		計	1,849,356	930,980	918,376	
合計			2,525,282	1,382,685	1,142,597	

（重点監査事項）（歳入）

（２）駐車場の用途に応じ小規模住宅用地及び一般住宅用地の認定を適正に行うべきもの

住宅用地については、住戸１戸当たり２００㎡までの部分を小規模住宅用地として認定し、それ以上の部分は一般住宅用地として扱っている。

ところで、板橋都税事務所は、表６の土地Ｌ（２０８．２６㎡）について、駐車場３台分全てを居住者用であるとして小規模住宅用地（２００㎡）及び一般住宅用地（８．２６㎡）と認定している。

しかしながら、３台中２台分（２０．６８㎡）が月極駐車場であることが判明したため、その部分については非住宅用地として扱い、残りの部分については２００㎡以下となるため小規模住宅用地と認定すべきであり、適正でない。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて１１万７，６２９円課税不足となっている。

所は、駐車場の用途に応じ小規模住宅用地及び一般住宅用地の認定を適正に行われたい。

（主税局）

（表６）税額正誤表　（単位：円）

土地	年度	税額		課税不足額	備考
		正	誤		
L	R2	179,894	157,297	22,597	平成23年に居住者用駐車場3台中2台を月極駐車場に変更
	R3	179,894	157,297	22,597	
	R4	189,675	166,346	23,329	
	R5	199,047	175,393	23,654	
	R6	210,482	185,030	25,452	
	計	958,992	841,363	117,629	

（重点監査事項）（歳入）

（３）同一画地の認定を適正に行うべきもの

東京都特別区の区域内に存する固定資産（土地）の評価は、法第３８８条第１項の規定による「固定資産評価基準」（昭和３８年１２月２５日付自治省告示第１５８号）及び都において定める「東京都固定資産（土地）評価事務取扱要領」（昭和３８年５月２２日付３８主課固発第１７４号主税局長決定）に基づき、各都税事務所が実施している。固定資産税等の土地の課税は、この評価した土地の価格を基礎として行われる。

土地の評価は、原則として、土地（補充）課税台帳に登録された一筆の土地を一画地として評価するが、隣接する二筆以上の土地が一体として利用されているときは、これらの土地を一画地（以下「同一画地」という。）として認定し評価する。同一画地として認定された場合、土地の形状が変わるため、土地評価額に影響が出ることもある。

ところで、江東都税事務所において、土地の課税状況について見たところ、所は、図４の隣接する二筆（土地Ｍ及びＮ）の駐車場について、それぞれ一筆ごとに評価している。

しかしながら、令和３年からこの二筆の駐車場は一体的に利用されているため、同一画地として認定し評価すべきであるにもかかわらず、一筆ごとに評価していることは適正でない。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて３万８，４３４円課税不足となっている。

所は、土地の用途の認定に当たり必要な確認を行い、同一画地の認定を適正に行われたい。

（主税局）

（図４）　隣接する二筆の土地の状況

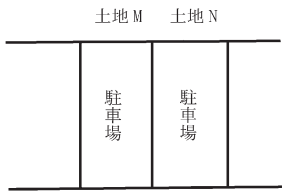

（重点監査事項）（歳入）

（４）未登記家屋の固定資産税等の課税を適正に行うべきもの

家屋に係る固定資産税等の課税は、賦課期日（毎年１月１日）現在の所有者に対し、評価した家屋の価格を基礎として行う。

各都税事務所では、家屋の新築、増築及び滅失などの異動を建物表示登記によって捕捉するが、未登記家屋については昭和６１年から航空写真による判読を主体とした家屋の捕捉調査を行っている。

ところで、北都税事務所において、家屋に係る固定資産税等の課税について見たところ、未登記の家屋１棟について、これを捕捉していないことから、固定資産税等が課税不足となっており、適正でない。

これは、当該家屋が昭和３０年に建てられたため、航空写真により変化を捕捉できなかったものである。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて１，０００円課税不足となっている。

所は、未登記家屋の固定資産税等の課税を適正に行われたい。

（主税局）

（重点監査事項）（歳入）

（５）増築に係る課税を適正に行うべきもの

家屋に係る固定資産税等の課税は、賦課期日（毎年１月１日）現在の所有者に対し、評価した家屋の価格を基礎として行う。

各都税事務所では、家屋の新築、増築及び滅失などの異動を建物表示登記によって捕捉するが、未登記家屋については昭和６１年から航空写真による判読を主体とした家屋の捕捉調査を行っている。

ところで、江戸川都税事務所において、家屋に係る固定資産税等の課税について見たところ、２階建ての併用住宅について、１階店舗部分は年月日不詳、１階及び２階住居部分は平成２７年に、未登記で増築されているにもかかわらず、所は、これを捕捉していないことから、固定資産税等が課税不足となっており、適正でない。

この結果、更正期間についての固定資産税等が、併せて５万１，２００円課税不足となっている。

所は、増築に係る課税を適正に行われたい。

（主税局）

［意見・要望事項］

（重点監査事項）（歳入）

（１）シェアリングポートに係る方針について

近年、自転車や電動キックボード等に対するシェアリングサービスが広がりを見せている。

中でも、電動キックボードは、令和３年に国内でシェアリングサービスが開始され、令和５年の道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）改正により運転免許不要となったことから、集合住宅などの敷地内にシェアリングサービス用ポート（以下「シェアリングポート」という。）が設置される事例が増加している。住宅用地に、このシェアリングポートを設置した場合、当該箇所は外部貸し駐車場と同様に非住宅用地と認定され、住宅用地に対する固定資産税等の軽減措置の対象から除かれる。

そこで、監査の対象となっている１２都税事務所において、シェアリングポートに特化した土地の調査について見たところ、表７のとおり、所によって差が生じている。

土地の売買や建物の新築・取壊しなど、登記を伴う固定資産の変動については、登記所からの通知により捕捉できるが、シェアリングポートの設置のような土地の利用状況の変更については、土地所有者等からの申告が必要であり、この申告がなされず、変更の捕捉が漏れる場合がある。

このため、部は、外部貸し駐車場の土地所有者等に対して土地の利用状況の変更があった場合の住宅用地等申告書の提出について周知してきたが、周知対象・内容について見直すとともに、シェアリングポートの効果的な把握に向けた調査方針について検討することが望まれる。

（主税局）

（表７）１２都税事務所におけるシェアリングポートの取組状況

シェアリングポートに特化した調査	事務所数
行っていない（注）	７所
行っている	５所

（注）特化した調査は行っていないが、他の調査事項に係る現地調査の際に捕捉した場合には、認定変更に向けた事務を行っている。また、管轄区内にシェアリングポートがない都税事務所も含む。

生　活　文　化　局

１　指摘事項等

［指摘事項］

（歳入）

（１）債権の管理を効果的かつ効率的に行うべきもの

私学部は、平成１２年度に発生した三宅島噴火災害、新島・神津島近海地震災害により家計状況が悪化し、高等学校卒業後の進学費用の支出が困難な世帯に対して、平成１２年度三宅島噴火災害等に伴う大学等入学準備金貸付要綱（平成１２年９月２９日付１２総学一第４５８号総務局長決定）及び平成１３年度三宅島火山活動等に伴う大学等入学準備金貸付要綱（平成１３年１０月１日付１３生文私振第４７５号生活文化局長決定）に基づき、大学等入学準備金の貸付を行っており、当事業による貸付先５７名のうち、返還が未了となっている滞納者３名に係る債権を、私債権として管理している。

部は、当該貸付金に係る債権について、東京都債権管理マニュアル（平成２０年７月財務局主計部、主税局徴収部。以下「マニュアル」という。）に基づき管理を行っているが、その管理状況について確認したところ、監査日（令和７年１月１０日）現在、表１のとおり、適切でない事例が見受けられた。

ア　A について、部は、別に借り受けた東京都育英資金貸付金を完納した後に債務を履行するとした債務承認及び納付誓約書を平成２７年１１月に徴している。そのため、A が平成３０年７月に育英資金を完納後、直ちに、A の資産状況等を確認し、債務承認を兼ねた分納誓約書を徴する等方針を検討する必要があったが、部は、一度架電して留守番電話へメッセージを残して以降、定期的に催告書を送付するのみとなっており、適切でない。

また、時効が迫っているにもかかわらず、A や連帯保証人への聞き取りや法的措置の前提となる財産調査を行っておらず、適切でない。

イ　B について、部は、平成２７年１１月に債務承認及び分納誓約書を徴しているが、その後、支払が滞っている。

この場合、部は、B の経済状況を聞き取った上で、再度、分納計画を提出させ、分納計画に沿って支払をするよう促す必要がある。また、B が分納計画を提出しないなど、支払の意思を確認できない場合には、連帯借受人（注）との交渉や強制徴収に向けた財産調査を行う必要がある。

しかしながら、部は、毎年１回、催告書を送付するにとどまっており、適切でない。

ウ　C について、部は、口頭で分割納付の約束をしたとしている。

マニュアルによれば、分割納付を認める場合は、滞納者の資産等の状況がわかる資料を提出してもらい、完納に至る納付計画をたて、分割納付が２回以上不履行になった場合は、期限の

利益を喪失し、強制執行等の法的措置を受けても異議はないことを約束させる内容の債務承認を兼ねた分納誓約書を徴する必要がある。

しかしながら、部は、上記のとおり、口頭で毎月あるいは隔月払の分納計画を認めており、適切でない。

また、毎月の支払が滞っているため、文書や電話等による催告や、連帯保証人や連帯借受人の所在調査等を行うべきであるが、平成３０年５月に毎月の支払金額をＣと電話で確認して以降、令和５年７月に一度催告書を送付した以外は催告や交渉等を行っておらず、適切でない。

部は、滞納者に分納計画を提出させ、分納計画に沿って支払をするよう促すとともに、分納計画を提出しないなど支払の意思を確認できない場合には、連帯借受人との交渉や強制徴収に向けた財産調査を行うなど、債権の管理を効果的かつ効率的に行われたい。

（生活文化局）

（注）大学等へ入学を希望する者であり、連帯保証人とともに返還する義務を負う。

（表１）債権管理の状況（監査日現在）

滞納者	返還開始日 返還方法 返還終了年月	借受金額 滞納金額 最終支払年月	時効到来	連帯保証人、連帯借受人の状況	財産調査	債務承認及び分納計画の状況	交渉（催告書、架電、法的措置）
A	平成14年１月 月賦(120回) 平成23年12月	1,000,000円 774,820円 平成19年10月	債務承認から10年（令和7年11月）	連帯借受人と交渉中。連帯保証人は所在不明	なし	債務承認及び納付誓約書（平成27年11月）により育英資金完納（平成30年7月完納）まで支払を猶予しているが、完納後も分納計画書等の書面取り交わしはなく、1度も支払がない。	令和元年7月に架電し、折り返し連絡するように留守電を残して以降、毎年、催告書を送付するのみ。
B	平成14年1月 月賦(120回) 平成23年12月	1,000,000円 638,860円 令和5年8月	最終支払日から10年	連帯借受人との交渉は途絶えている。 連帯保証人死亡を確認	なし	債務承認及び分納誓約書（平成27年11月）により毎月1回以上の支払を誓約しているが、直近5年間の支払状況は年0～2回となっている。	平成28年12月に架電し、毎月1回の支払の意思を確認して以降も、毎年1回催告書を送付するのみ。
C	平成15年3月 月賦(120回) 平成25年2月	1,000,000円 399,520円 令和6年8月	最終支払日から10年	連帯保証人や連帯借受人の調査や交渉記録なし。	なし	債務承認及び分納誓約書は取り交わしていない。口頭で毎月あるいは隔月の支払について約束しているが、直近5年間の支払状況は年1～5回。	平成30年5月に架電し、支払金額の確認をして以降、令和5年7月に1回催告書を送付したのみ。

（歳出）

（２）業務の実施に必要な延べ人員数等を見積もるなどして妥当な契約目途額を定めるべきもの

消費生活部は、インターネット上で通信販売を行っている事業者の販売商品に関する広告表示で、不当景品類及び不当表示防止法（昭和３７年法律第１３４号）に規定する不当表示に該当する疑いがある表示について、事業者に対する行政処分を行うために必要な基礎資料を収集することを目的として、一定期間、インターネット上の広告表示を継続的に監視する業務を、表２のとおり、委託している。

部は、この委託の発注に当たり、契約目途額を積算しているが、表３のとおり、契約目途額３５６万４，０００円に対し、契約金額３６万３，０００円、落札比率１０．２％となっている。

また、令和５年度における同種の業務委託は、表４のとおりであり、令和６年度契約と同じ業務量（２件の広告について６０日間監視）の契約の契約金額は６６万円で、令和６年度契約の契約目途額と乖離がある。

これらのことは、契約目途額が過大であることを示している。

そこで、契約目途額について見ると、表５のとおり、３者から下見積りを徴取し、これらを参考として定めているが、部は、下見積りの際に業務の実施に必要な延べ人員数、単価や物品の数量等具体的な内訳を求めなかった。この結果、契約目途額の積算に当たり、延べ人員数や単価による計算が行えず、業務ごとに一式の金額のみを内訳として表示することとなり、契約目途額が妥当であるかの判断ができない積算方法となっていることは、適切でない。

部は、業務の実施に必要な延べ人員数、単価や物品の数量等を見積もるなどして、妥当な契約目途額を定められたい。

（生活文化局）

（表２）契約の概要　（単位：円）

契約件名	契約金額	契約の相手方	委託期間	期間	対象件数
令和６年度インターネット広告表示の監視・追跡・保存業務委託	363,000	D	R6.4.1～R6.8.15	60 日間	2 件

（表３）令和６年度契約目途額の積算内訳と契約金額の委託料内訳の比較　（単位:円、%）

項目	契約目途額の積算			契約金額の内訳			落札比率
	単価	件数	金額(a)	単価	件数	金額(b)	(b/a×100)
準備作業・打ち合わせ	70,000	2	140,000	66,000	1	66,000	
監視業務	500,000	2	1,000,000	33,000	2	66,000	
追跡業務	500,000	2	1,000,000	33,000	2	66,000	
保存業務	500,000	2	1,000,000	33,000	2	66,000	
データ作成	50,000	2	100,000	33,000	2	66,000	
小計			3,240,000			330,000	
消費税			324,000			33,000	
合計			3,564,000			363,000	10.2

（表４）令和５年度契約の概要　（単位：円）

契約件名	契約金額	契約の相手方	委託期間	期間	対象件数
インターネット広告表示の監視・追跡・保存業務委託	1,320,000	E	R5.4.1～R5.9.7	90 日間	2 件
インターネット広告表示の監視・追跡・保存業務委託	660,000	E	R5.9.25～R6.1.15	60 日間	2 件

（表５）令和６年度下見積りの状況　（単位：円）

見積書の提出者	見積金額
E	3,564,000
F	1,870,000
G	5,115,000

都　市　整　備　局

1　重点監査事項

「首都直下地震に備えた都市の事前復興の取組について(安全・安心対策)」

【選定理由】

都は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「防災都市づくり推進計画」を策定しているほか、「東京都地域防災計画」の見直しを行い、その中で、「復興計画」を策定することを位置付けた。

被災後の迅速かつ計画的な都市復興を図るためには、都市復興のあり方や手順、執行体制をあらかじめ検討し、行政と都民で共有を図る取組（都市の事前復興の取組）が重要である。

局は、全国各地で発生した大災害の教訓や「都市づくりのグランドデザイン」、学識経験者、都民、区市町村からの意見を踏まえ、改めて「都市復興の理念、目標及び基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定した。また、復興手順や執行体制を示した「東京都震災復興マニュアル」の「復興プロセス編」（都民一般向け）及び「復興施策編」（行政職員向け）を策定した。

これらの基本方針やマニュアル等を基に、局は、都民参加型のシンポジウムの開催、都市復興に係る展示等の実施により、都民への意識啓発に努めている。さらに、都や区市町村職員向けには、復興まちづくり計画等を策定する都市復興訓練（図上訓練）や研修、航空写真等から被災状況を把握する家屋被害調査訓練を、オンライン方式も活用しつつ実施している。

こうした都市の事前復興の取組について、基本方針に基づき促進されているか確認する必要がある。

以上のことから、首都直下地震に備えた都市の事前復興の取組を重点監査事項に選定し、事業が適切に行われているかについて監査する。

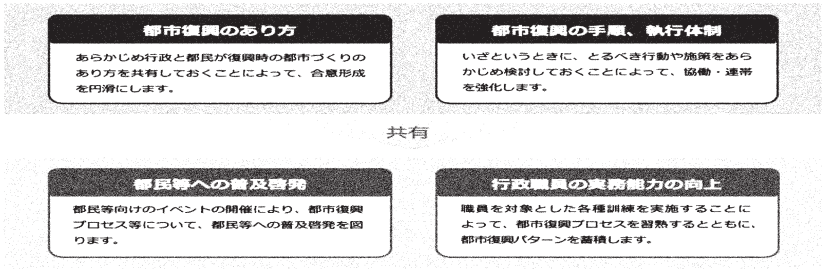

【着眼点】

①　マニュアル等は、近年の自然災害の対応等を踏まえて必要な見直しを行っているか（効率性、有効性）

②　都市復興訓練及び家屋被害調査訓練は、適切かつ効果的に行われているか（合規性、有効性）

③　都民への普及啓発及び区市町村への事前復興の取組支援は、適切に行われているか（効率性、有効性）

【結果の概要】

1　災害に備えた事前復興の取組について

(1)　事前復興の位置付け

都は、平成７年の阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、被災後の生活再建や都市機能の回復を迅速に行うための復興手順等を定めた「東京都震災復興マニュアル」（以下「都復興マニュアル」という。詳細は1(2)にて後述。）を平成15年に策定した。都復興マニュアルは、「都市の復興」、「住宅の復興」、「くらしの復興」及び「産業の復興」の４分野ごとに、復興の手順や執行体制について各局がそれぞれの所管部分を分担・作成し、防災を所管する総務局がそれらをとりまとめたものである。

この中で、震災からの復興過程として、被災から２週間以内を目途に復興方針を、６か月を目途に復興計画を策定し、これらに基づき復興事業を実施することと定めている。

局は、都市づくり分野における発災に備えた事前の取組として、建築物の耐震化や道路等の都市基盤整備により被害の軽減を目指す「防災都市づくり」に併せて、「都市の事前復興の取組」を全国に先駆けて進めている。

また、復興に当たっては、国や区市町村はもちろんのこと、被災者自身をはじめ、NPO、ボランティア、専門家、企業などの幅広い参画が必要となり、復興を円滑に進めるためには、行政の役割はもとより、地域住民が復興への強い意欲を持ち、そのあり方について関係者との協議等を踏まえた一定の役割を担うことが重要とされている。

その際、応急対応や復旧を行いつつ、復興計画を住民の合意形成を図りながら短期間で策定することは、行政・住民双方にとって大きな負担となることから、都は、発災後に行うべき取組を事前に検討・準備しておくこと、すなわち事前復興を推進することで、発災後の復興を円滑かつ迅速に進めようとしている（図1参照）。

局は、都市の事前復興の取組について、円滑かつ迅速な都市復興に向けて、都市復興のあり方や手順、執行体制等をあらかじめ検討・準備し、行政と住民が適切な役割分担の下これを共有することとしている。

具体的には、都復興マニュアル（都市の復興分野）について、逐次見直しを行いつつ、全国各地で発生した地震、豪雨、暴風、火山噴火など多種多様な自然災害等を踏まえ、都や区市町村職員を対象とした訓練を実施し、その実務能力向上を図るとともに、シンポジウムの開催等により、事前復興の必要性や都市復興プロセス等について、都民等への普及啓発に努めている（表1参照）。

なお、局は、図2のとおり、都市復興のあり方等について基本方針等を策定し、関係機関との連携や普及啓発に活用している。

（図1）事前復興の効果（イメージ）

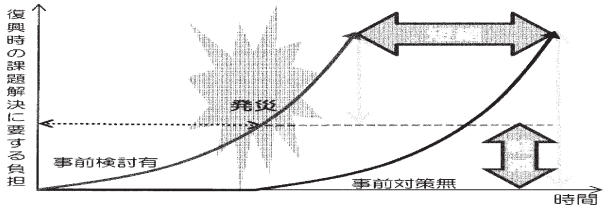

（出典：「市街地の事前復興の手引」）

（表1）局における都市の事前復興の取組の主なもの

項　目	内　容
行政職員の実務能力向上	1　都市復興の手順等の確認及び見直し 2　都市の事前復興の訓練の実施 (1)　都市復興訓練 ・都市復興訓練（区市町村職員対象） ・広域都市復興訓練（都職員対象） (2)　家屋被害調査訓練（都職員・区市町村職員対象） (3)　復興まちづくり実務者養成訓練（区市町村職員対象）
都民への普及啓発	1　都市の事前復興シンポジウム 2　都市の事前復興に係る展示
区市町村への取組支援	1　区市町村独自の都市の復興マニュアル整備等に対する支援 2　区市町村職員対象の各種訓練の実施

（図2）都市復興のあり方等の計画類

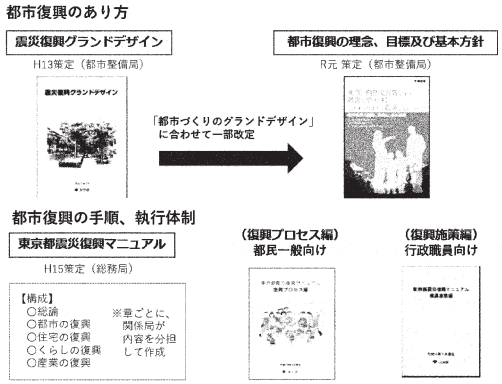

（局提供資料に基づき監査事務局で作成）

(2) 東京都震災復興マニュアル（都市の復興分野）の改定

都復興マニュアルにおいて、局は、「都市の復興」の分野について分担・作成しており、他の分野と同様に、都民一般に復興の基本的な考え方や仕組み等を案内する「復興プロセス編」と行政が実施する施策等の準備や実施手順を定めた「復興施策編」とに分けて記載している。

これについて、局は、都市の復興分野における新たな知見を反映した見直しを逐次行っており、令和３年３月には、発災した際に、事前の被害想定等の調査結果に基づき優先的に被害状況を調査する必要がある「優先調査地区」を区市町村があらかじめ定める取組を追加したほか、令和７年３月には、記載内容や役割分担についての内容を充実させた。

(3) 区市町村の取組の支援

都市の復興は、地域住民との協働において、区市町村の役割が大きいことから、都は、区市町村が復興マニュアルを作成する際の参考となるよう「区市町村震災復興標準マニュアル」（平成21年３月総務局作成、以下「標準マニュアル」という。）を作成し、区市町村に地域の特性を反映した復興マニュアルの策定を促している。

この標準マニュアルを補完するものとして、局は、都市の復興に取り組むに当たり事前に検討・準備すべき事項を観点ごとに例示した「市街地の事前復興の手引」を平成27年に策定し、区市町村職員に対し講習会を行ったり、後述する訓練実施時に参考資料として配布するなどし、区市町村の復興マニュアル策定における活用を図っている。

しかしながら、監査日（令和７年４月25日）現在、復興マニュアルを策定した区市町村は、22区３市にとどまり、特に、多摩島しょ部の市町村への更なる働きかけが必要な状況となっている。

このため、局は、令和６年度に、特に災害リスクが高いと見込まれる地区を含む区市町村を洗い出し、当該区市町村に対する支援を行う上で必要となる、現場における課題や都に求める支援などの情報を把握するため、当該区市町村担当者へのヒアリングを含めた調査を委託により実施し、現在、その成果の活用策を検討中とのことである。

なお、局は、今後も各種訓練や個別訪問時などの各種機会を捉え、未策定の区市町村に対しては、引き続き復興マニュアルの整備を働きかけていくこととしている。

(4) 局内職員向け復興ハンドブック

局は、令和6年1月の能登半島地震の発生を踏まえ、改めて発災時の都市の復興の考え方を整理し、復興における局内各部署の役割分担や取り組むべき各種業務のタイムライン等を可視化した「都市整備局職員向け復興ハンドブック」を令和6年9月に作成し、局内全職員に配布している（表2参照）。

なお、このハンドブックについては、前述した復興マニュアル未策定の区市町村に対する取組支援においても活用が見込まれるものであることから、別項意見・要望事項のとおり、局に対して改善に向けた検討を求めた。

（表２）都市整備局職員向け復興ハンドブックの構成

構　成	記載事項
第１章　はじめに	(1)　「都市の復興」におけるねらい・主な実施内容
第２章　震災復興の体制と全体フロー	(1)　震災復興の体制 (2)　震災復興の全体フロー (3)　復興方針決定までの流れ
第３章　都市の復興	(1)　都市の復興体制 (2)　復興方針策定までの局内主要業務 (3)　具体的な行動手順
参考資料	(1)　東京都震災復興マニュアルとは (2)　都市整備局のBCP (3)　復興方針＜都市の復興＞の概要（イメージ）

2　都市復興訓練及び家屋被害調査訓練等について

(1) 事前復興における訓練の位置付け

局は、都復興マニュアルに定める発災時における行政職員の復興手順の習熟を図るため、都市の復興に深い知見を有する学識経験者等からの指導・助言を得ながら、各種訓練を計画的・継続的に実施している。

その際、発災後に作成する都市の復興方針及び復興計画については、災害の規模に応じて都及び対象となる区市町村が相互に連携・調整した上で、それぞれが作成することとなるため、訓練の対象を区市町村職員としたものもある。

(2) 都市復興訓練の実施状況

局は、都市の復興に係る計画を作成するまでの手順を経験する訓練を、区市町村職員向けと都職員向けとに分けて毎年度実施している。

「都市復興訓練」は、平成10年度から区市町村職員を対象に、区市町村が作成することとなる「区市町村復興計画＜都市の復興＞」案の作成までの手順の習熟を図るものとして、区市にまたがる道路や商店街などの被災状況を想定し、その復興まちづくりについて隣接する区市町村の職員とともに検討するなどの内容で実施している。

また、「広域都市復興訓練」は、平成29年度から都職員を対象に、都が作成することとなる「東京都復興計画＜都市の復興＞」案の作成までの手順の習熟を図るものとして、インフラの復興など、広域的な視点から検討する内容で実施している（表３参照）。

（表３）訓練の参加状況（都市復興訓練の上段は参加自治体数、下段は参加者数）

訓練の名称	令和４年度	令和５年度	令和６年度		
			基礎編	実践編	合計（実数）
都市復興訓練	21	27	43	22	22
	42人	104人	143人	68人	165人
広域都市復興訓練	22人	23人	52人	25人	61人